

現地警察に紛失（盗難）届を出した旅券の使用に関する注意

最近、日本人旅行者をはじめ外国人旅行者が、欧州内の他の国で紛失した（又は盗難にあった）旅券で、クロアチアに入国しようとした際、入国審査において旅券を没収され、入国できずに出発地に送り返されるというケースが、たびたび発生しています。

これは、紛失した（又は盗難にあった）際に警察署に届出をし、その後旅券を発見できたにもかかわらず、必要な手続きをしていなかったためです。

旅券を欧州内で紛失し（又は盗難にあい）、その国の警察署に紛失（盗難）届を出した場合、この紛失（盗難）情報は、その国に止まらず欧州各国の入国管理当局の間で共有されている模様です。

このため、一旦紛失（盗難）届を出した後、その旅券を発見することができ、引き続きそれを使用する場合は、必ず、紛失（盗難）届を出した警察署に対して、「届出をした旅券を発見できた、これを引き続き使用する」旨の報告をし、その警察署が紛失（盗難）情報の取消しを行うことを確認してください。

万一、このような手続きをせず、その警察署が紛失（盗難）情報の取消しを行っていない場合、クロアチア入国時に、その旅券は紛失（盗難）旅券と判断されて没収され、さらに、入国しようとした者は出発地に送り返されることとなります。

クロアチアにおいて、この手順は厳格に運用されており、入国しようとする者が「紛失（盗難）届の取消しを忘れていた」等の弁解をしても聞き入れられませんので、十分ご注意ください。